

# 平成31年度の 国民健康保険税 についてのお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線 3131・3133



国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療機関を利用することができるよう、加入者の皆さんの国保税と公費を財源に成り立っている医療保険制度です。

市では、平成30年度から群馬県と共に国保の運営を担っており、県が示した標準保険料率や国民健康保険特別会計の収支状況、また県内の動向などを考慮し協議を重ねてきた結果、平成31年度から国民健康保険税の改正を行うこととなりましたので、その内容についてお知らせします。

(表1)国保税の税率

区分	医療分		後期支援分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	6.20%	6.80%	2.20%	2.40%	1.80%	2.10%
資産割	21.00%	廃止	6.80%	廃止	6.70%	廃止
均等割 (1人当たり)	26,200円	24,100円	9,400円	8,700円	10,700円	10,700円
平等割 (1世帯当たり)	24,000円	22,000円	8,000円	7,300円	6,600円	6,600円

## 国保税の税率を改正します

国保税の算定方式のうち「資産割」を廃止し、その他の税率については「所得割」の上昇を抑制しながら「均等割」および「平等割」を減額することとしました。(表1)

## 普通徴収の仮算定を廃止します

国保税の普通徴収(納付書または口座振替)は、平成30年度まで4月(仮算定)と7月(本算定)の年2回に分けて税額を計算していましたが、平成31年度から仮算定を廃止し、本算定のみとします。(表2)

※特別徴収(年金天引き)対象者については、偶数月に支給される年金から天引きとなるため変更はありません

## ◆仮算定廃止による影響◆

○1年間の保険税額は変わりません  
納付回数が年間12回から9回に減るため、1回当たりの納付額は増えますが、1年間の保険税額には影響ありません。

○保険税額が分かりやすくなります  
年度ごとの保険税の決定が本算定の1回のみとなります。これまでで行っていた仮算定と本算定の差し引きがなくなるため、計算内容が分かりやすくなります。

○納税通知書の発送が年1回になります  
4月と7月の年2回お送りしていた納税通知書が、7月の1回のみになります。

○税金の納め過ぎ(還付)が減ります  
前々年中と比べ前年中の所得が大幅に減った場合や、仮算定期間中に国保を脱退したときなどにある国保税の納め過ぎがなくなります。

(表2)国保税の納期

[改正前]平成30年度まで												
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納税通知書	仮算定(4月)			本算定(7月)								
※1期(4月)から3期(6月)を仮算定として前年度の国保税の12分の3を納付してもらい、4期(7月)以降は前年の所得から改めて税額を計算し、仮算定との差額を引いた上で、残りを9回に分けて納付してもらっていました												
[改正後]平成31年度から												
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期			
納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
納税通知書	廃止			本算定(7月)								
※仮算定を廃止し、本算定として7月に税額を計算し9回に分けて納付してもらいます												

# 重度心身障害者の 福祉医療受給資格者証(医療 費無料化のピンクのカード) をお持ちの皆さまへ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線 3132

## 対象者

福祉医療受給資格者証を持っている重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級、障害年金1級、療育手帳A・B1(B)中)、障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人。

## 変更となる時期

平成31年4月から。

## 変更点

県内・県外を問わず医療機関に入院したときの食事は、入院の際に「減額認定証」を医療機関の窓口で提示した場合のみ助成します。

次のような場合は、助成対象外で、入院時の食事は自己負担となります。

▽減額認定証の提示忘れ  
▽減額認定証を申請したが間に



## なぜ制度が変わるの？

理由は大きく2つあります。1つは、在宅での療養を進めている人と在宅・介護施設で療養されている人との食事代の公平性を図るためです。もう1つは、医療費が増え続ける状況の中で、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営していくためです。

## 減額認定証とは？

医療機関の窓口で提示することで、入院時に支払う食事が減額されるものです。主に住民税非課税世帯の人が対象となります。

医療費の自己負担限度額を示す限度額適用認定証と兼ねてい

る場合は、区分がオ、低所得者1、低所得者IIのいずれかが記載されています。

## 減額認定証は「ぬまたのぬ」？

保険証に記載してあるご加入の保険者が発行します。申請から手元に届くまで時間がかかることがあります。早めに申請してください。

国民健康保険と後期高齢者医療保険の人  
市役所で申請できます。保険証と印鑑を持参してください。

職場の健康保険の人  
職場、または保険者への申請

## 県外医療機関の入院

県外の医療機関でも、減額認定証を窓口で提示していれば助成を受けられます。自己負担分を立て替え払いし、領収書を保管してください。後日、市で手続きいただくことにより、翌月以降に支給します。



平成31年4月から、福祉医療制度が一部変わります。入院時食事療養費について助成を受けるためには、医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証(以下、「減額認定証」)」の提示が必要になります。  
※一定の所得があるなど減額認定証をお持ちでない人は自己負担が発生します

減額認定証(見本)

〇〇保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	年 月 日
被保険者番号	
世帯主	住所 氏名
対象者	氏名 男・女 生年月日
有効期限	
適用区分	
長期入院該当年月日	年 月 日 交付者印
交付者名 及び印	